

# 鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林で働く職員、国有林で事業を行う事業者、

国有林へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

森林放射性物質汚染対策センターでは、避難指示区域の指定が解除された区域等の森林施業を適切かつ円滑に再開していくために、国有林内の空間線量率の現状及び経年変化を把握することを目的とし、別紙のとおり各市町村で調査を行っていますので、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

森林放射性物質汚染対策センター所長

